

物価高騰対応経営サポート事業費補助金（組合等支援事業）交付要綱

（通則）

第1条 物価高騰対応経営サポート事業費補助金（組合等支援事業）（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者をいう。

(2)「組合等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合で、山梨県内に主たる事務所を有しており、補助金申請時点で設立後1年を経過しているもの。

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会で、山梨県内に主たる事務所を有しており、補助金申請時点で設立後1年を経過しているもの。

ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合で、山梨県内に主たる事務所を有しており、補助金申請時点で設立後1年を経過しているもの。

エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に規定する生活衛生同業組合で、山梨県内に主たる事務所を有し、補助金申請時点で設立後1年を経過しており、かつ、その構成員の3分の2以上が、中小企業者であるもの。

オ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に規定する酒造組合又は酒販組合で、山梨県内に主たる事務所を有しており、補助金申請時点で設立後1年を経過しているもの。

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人で、次のすべてに該当するもの。

- ① 山梨県内に主たる事務所を有していること。
- ② 補助金申請時点で設立後1年を経過していること。
- ③ 中小企業者4者以上により直接又は間接的に構成されていること。
- ④ 直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者であること。

(目的及び交付対象等)

第3条 本補助金は、物価が高騰する状況においても適切な利益を確保するために、組合等の構成企業が連携・協力して取り組む次に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)の実施を支援することにより、地域経済の原動力となる中小企業者の経営安定化を図り、もって本県経済の維持・発展に資することを目的とし、山梨県中小企業団体中央会(以下「補助事業者」という。)が行う組合等が実施する間接補助事業に係る審査、事業費の交付決定、確定検査、支払い等(以下「補助事業」という。)に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 適正な価格転嫁のための事業
- (2) 代替原材料の開拓のための事業
- (3) 省エネルギーの推進のための事業
- (4) 効率化・生産性向上のための事業
- (5) 新たな分野への進出に向けた事業

2 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり審査会を開催し、本補助金の目的に沿った間接補助事業を実施する組合等(以下「間接補助事業者」という。)を選定する。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 本補助金の補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

2 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕

入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付を決定した翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%

の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 補助金は、精算払とする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分)

第12条 補助事業者は、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により総務大臣が別に定める期間を経過する以前に、間接補助事業者が、間接補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格が50万円以上又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。）を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、間接補助事業者が、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入税額控除適用報告書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、第7条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金

が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(産業財産権等に関する報告)

第16条 補助事業者は、間接補助事業者が、間接補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出版願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

- 第17条 補助事業者は、間接補助事業者において、間接補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定等による収益が生じたと認めたときは、知事が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 知事は、前項による報告があった場合又は間接補助事業者に前項により報告すべき収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助事業者への補助金交付の手続等について、第2条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付要領を定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また、同様とする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件によって間接補助事業者から補助金の返還等があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月23日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表（第 4 条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率
事業費	<p>1 内容 間接補助事業者への補助金</p> <p>2 対象経費等</p> <p>(1)対象経費</p> <p>①報酬・賃金（間接補助事業に直接従事する新たに雇い入れた従業員に対して支払う人件費に限り、代表者、役員等の人件費を除く。）</p> <p>②報償費（専門家謝金等）</p> <p>③旅費（専門家費用弁償等）</p> <p>④需用費（資料等購入費、消耗品費、原材料費、印刷製本費等）</p> <p>⑤役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）</p> <p>⑥委託料（ホームページ制作費、調査研究委託料、その他各種外注費）</p> <p>⑦使用料及び賃借料（会場借上料、専用パソコン借上料、著作権使用料等）</p> <p>⑧その他の経費（知事が事業に必要な経費として認める経費）</p> <p>(2)対象外経費</p> <p>①既存の取組を継続するための経費</p> <p>②同一内容で国・県・市町村・県中央会等から本補助金と同種の助成を受けて実施する事業に係る経費</p> <p>③収益に直接結びつく経費（販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費等）</p> <p>④私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為に結びつく事業に係る経費</p> <p>(3)補助率 上記対象経費の 1 0 / 1 0</p>	1 0 / 1 0

	<p>(4)補助限度額</p> <p>1組合等当たり1,000千円</p>	
事務費	<p>1 内容</p> <p>事業の審査、事業費の交付決定・確定検査・支払い等に要する経費</p> <p>2 対象経費</p> <p>①報償費</p> <p>②旅費</p> <p>③需用費</p> <p>④役務費</p> <p>⑤その他の経費（知事が事業に必要な経費として認める経費）</p>	10 / 10